

一、最新中国法令

● 国务院办公厅关于深入推进跨部门综合监管的指导意见

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2023〕1号

【发布日期】2023-02-17

【内容提要】该意见提出：

- 2023 年底前，建立跨部门综合监管重点事项清单管理和动态更新机制，在部分领域开展跨部门综合监管试点，按事项建立健全跨部门综合监管制度。
- 对食品、药品、医疗器械、危险化学品、燃气、特种设备、建筑工程质量、非法金融活动等直接关系人民群众生命财产安全、公共安全和潜在风险大、社会风险高的重点领域及新兴领域中涉及多部门监管的事项，积极开展跨部门综合监管。
- 加快推进食品安全、道路运输安全、知识产权保护、资质资格认定、商业特许经营等跨区域监管协作，切实加强大气污染、水污染、固体废物转移等跨区域联防联控。
- 行政执法机关与司法机关加强信息共享、线索移送、联合调查等方面协调配合，建立健全行刑衔接机制。完善案件移送、双向咨询、情况通报、信息共享、检验鉴定结果互认等机制。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-02/17/content_5741898.htm

● 商务部办公厅关于进一步做好两用物项出口管制工作的通知

【发布单位】商务部办公厅

【发布文号】商办安管函〔2023〕35号

【发布日期】2023-02-12

【内容提要】该通知从“严格履行许可程序，遵守最终用户和最终用途规定”、“建立健全内部合规制度”、“实施通用许可等便利措施”、“强化出口管制监督执法”等七个方面作出安排。包括：

一、最新中国法令

● 部門の枠を超えた総合監督管理を掘り下げて推進することに関する国務院弁公庁による指導意見

【発布機関】国務院弁公庁

【発布番号】国弁発〔2023〕1号

【発布日】2023-02-17

【概要】本意見は、以下の通り提言している。

- 2023 年末までに、部門の枠を超えた総合監督管理の重要事項リスト管理及び動態更新メカニズムを構築し、一部の分野においては部門の枠を超えた総合監督管理を試行し、事項別に部門の枠を超えた健全な総合監督管理制度を構築する。
- 食品、医薬品、医療機械、危険化学品、ガス、特種設備、建設工事の品質、違法金融活動等の人々の生命・財産の安全、公共安全に直接関係する、及び潜在リスクと社会的リスクの高い重要分野及び新興分野での複数部門の監督管理に関わる事項に対し、部門の枠を超えた総合監督管理を積極的に展開する。
- 食品安全、道路運輸安全、知的財産権保護、必須条件資格認定、商業フランチャイズ経営等の地域の枠を超えた監督管理協力の推進を加速させ、大気汚染、水質汚染、固体廃棄物移動等の地域の枠を超えた連携制御・連携管理を着実に強化する。
- 行政法執行機関と司法機関は、情報共有、手掛かりとなる情報の移送、連携調査等の方面における調整と協力を強化し、行政法執行と刑事司法の整合性メカニズムを構築し、整備する。案件の移送、双方向型の相談、状況の通達、情報共有、検査鑑定結果の相互承認等のメカニズムを整備する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-02/17/content_5741898.htm

● 両用物資輸出規制作業をさらに貫徹することに関する商務省弁公庁による通知

【発布機関】商務省弁公庁

【発布番号】商弁安管函〔2023〕35号

【発布日】2023-02-12

【概要】本通知は、「許可手続きを厳格に履行し、エンドユーザーと最終用途の規定を遵守する」、「内部コンプライアンス制度を確立し健全化する」、「包括許可などの便宜措置を実施する」、「輸出管理の監督と法執行を

- 未经许可，出口经营者不得擅自出口两用物项，不得超出最终用户、最终用途等已批准的范围出口两用物项，不得出口禁止出口的物项。
- 进口商、最终用户应当严格遵守最终用户和最终用途管理规定，不得违规改装、改变、转移相关物项用于非民用用途，不得擅自向任何第三方转让。
- 对于建立两用物项出口管制内部合规制度且运行情况良好的出口经营者，商务部可以依照其申请，对特定两用物项出口适用通用许可等便利措施，鼓励扩大合规贸易。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202302/20230203384654.shtml>

● **中国人民银行等三部门关于进一步做好交通物流领域金融支持与服务的通知**

【发布单位】中国人民银行、交通运输部、中国银行保险监督管理委员会

【发布文号】银发〔2023〕32号

【发布日期】2023-02-16

【内容提要】该通知提出：

- 鼓励银行业金融机构在依法合规、风险可控的前提下，合理确定货车贷款首付比例、贷款利率、还款期限。
- 支持汽车金融公司、金融租赁公司等非银行金融机构发行货运物流主题金融债券；鼓励道路水路货物运输（含港口）、物流仓储配送（含快递）等交通物流领域企业在银行间债券市场发行公司信用类债券筹集资金。
- 推动加大贴息、担保增信等配套政策支持力度。鼓励有条件的地方对交通物流贷款（含租金）给予贴息、融资担保费用补贴，以及向政府性融资担保机构注资等支持。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4406346/4693549/4795810/index.html>

強化する」など7つの方面から手配を行っている。これには、次の内容が含まれる。

- 輸出業者は、許可なく無断で両用物資を輸出してはならず、エンドユーザーや最終用途などの許可された範囲を超えて両用物資を輸出してはならず、輸出が禁止される両用物資を輸出してはならない。
- 輸入業者及びエンドユーザーは、エンドユーザーと最終用途の管理規定を厳格に遵守し、規則に違反して関連物資を改造、変更、移転させて非民事用途に使用してはならず、いかなる第三者にも無断で譲渡してはならない。
- 両用物資輸出規制内部コンプライアンス制度を確立し、かつその運行状況が良好である輸出業者に対し、商務部は当該輸出業者の申請を受けて、特定両用物資の輸出に包括許可などの便宜措置を適用し、コンプライアンス貿易の拡大を奨励することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202302/20230203384654.shtml>

● **交通物流分野における金融支援とサービスの更なる向上に関する中国人民銀行等3部門による通知**

【発布機関】中国人民銀行、交通運輸部、中国銀行保險監督管理委員會

【発布番号】銀發〔2023〕32号

【発布日】2023-02-16

【概要】本通知では、以下の通り提言している。

- 銀行金融機関が法令に依拠しコンプライアンス遵守し、リスクをコントロールできることを前提に、トラックローンの頭金比率、ローン金利、返済期間を合理的に確定することを奨励する。
- 自動車金融会社、ファイナンスリース会社等のノンバンク系金融機関による貨物輸送物流をテーマとした金融債の発行を支援し、道路・水路貨物輸送（港を含む）、物流倉庫配送（宅配便を含む）等の交通物流分野の企業が、銀行間債券市場において会社信用類債券の発行により資金調達することを奨励する。
- 金利補助、担保信用補完等の付帯政策による支援強化を推進する。条件を備える地域が、交通物流ローン（賃貸料を含む）に対し金利補助、融資担保費用補助金を支給し、政府性融資担保機構への資本注入等の支援を行うことを奨励する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4406346/4693549/4795810/index.html>

● [上海市人民政府办公厅关于印发《上海市新污染物治理行动工作方案》的通知](#)

【发布单位】上海市人民政府办公厅
【发布文号】沪府办规〔2023〕3号
【发布日期】2023-02-14
【实施日期】2023-02-01
【内容提要】该方案提出，以重点管控新污染物清单为抓手，实施新污染物全生命周期环境风险管控，有效防范新污染物环境与健康风险。主要包括：

- 严格落实有毒有害化学物质有关法规标准制度。
- 开展化学物质环境信息调查和环境风险评估。
- 根据国家《重点管控新污染物清单》，细化制定本市重点管控新污染物清单。
- 全面落实新化学物质环境管理登记制度。
- 加强产品中重点管控新污染物含量控制，加强典型园区新污染物源头监管。
- 加强清洁生产和绿色制造。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20230214/fd5df4e3db224260917365e5b9a5a733.html>

● [浙江省人力资源和社会保障厅等五部门关于印发《关于推进新时代人力资源服务业高质量发展的若干意见》的通知](#)

【发布单位】浙江省人力资源和社会保障厅等五部门
【发布文号】浙人社发〔2023〕7号
【发布日期】2023-02-17
【实施日期】2023-02-01（有效期5年）
【内容提要】该意见提出：积极引进国际先进人力资源服务企业、技术和管理模式，扩大人力资源服务领域对外开放。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://rlsbt.zj.gov.cn/art/2023/2/17/art_122950677_1_2458589.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● [「上海市新規汚染物処理活動作業方案」の公布に関する上海市人民政府弁公庁による通知](#)

【発布機関】上海市人民政府弁公庁
【発布番号】滬府弁規〔2023〕3号
【発布日】2023-02-14
【実施日】2023-02-01

【概要】本方案において、新規汚染物リストの重点的な管理制御を手掛かりに、新規汚染物のトータルライフサイクル環境リスクの管理制御を実施し、新規汚染物の環境と健康リスクを効果的に防止する措置を打ち出している。主には、以下のものが含まれる。

- 有毒有害化学物質に関する法規基準制度を厳格に貫徹する。
- 化学物質環境情報調査及び環境リスク評価を実施する。
- 国の「重点管理制御対象の新規汚染物リスト」に基づき、上海市の重点管理制御対象の新規汚染物リストを詳細化し、制定する。
- 新規化学物質環境管理登記制度を全面的に貫徹する。
- 製品中の重点管理制御対象である新規汚染物含有量のコントロールを強化し、典型的な園區新規汚染物の発生源への監督管理を強化する。
- クリーン生産及びグリーン製造を強化する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20230214/fd5df4e3db224260917365e5b9a5a733.html>

● [「次世代における人的資源サービス業の質の高い発展の推進に関する若干の意見」の公布に関する浙江省人的資源と社会保障庁等5部門による通知](#)

【発布機関】浙江省人的資源と社会保障庁等5部門
【発布番号】浙人社発〔2023〕7号
【発布日】2023-02-17
【実施日】2023-02-01（有効期間5年）

【概要】本意見においては、国際的に進んだ人的資源サービス業企業、技術、管理モデルを積極的に導入し、人的資源サービス分野の対外開放を拡大する措置を打ち出している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://rlsbt.zj.gov.cn/art/2023/2/17/art_122950677_1_2458589.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

- [天津市商务局印发《2022 天津外商投资指引（中英文版本）》](#)

日前，天津市商务局印发《2022 天津外商投资指引（中英文版本）》。内容包括开放天津、宜商天津、政策天津、创新天津、便利天津等 8 方面。

（里兆律师事务所 2023 年 02 月 17 日编写）

三、里兆解读

- [《关于规范市场监督管理行政处罚裁量权的指导意见》修订亮点解读](#)

新《意见》修订背景及概述

2022 年 10 月 08 日，国家市场监督管理总局印发了新修订的《关于规范市场监督管理行政处罚裁量权的指导意见》（国市监法规〔2022〕2 号，以下简称“新《意见》”）。

《关于规范市场监督管理行政处罚裁量权的指导意见》首次印发于 2019 年 12 月 24 日（国市监法〔2019〕244 号，以下简称“原《意见》”），它是国家市场监督管理总局制定的行政规范性文件。2021 年 07 月 15 日新修订的《行政处罚法》（以下简称“新《行政处罚法》”）实施、2022 年 07 月 29 日国务院办公厅印发《国务院办公厅关于进一步规范行政裁量权基准和管理工作的意见》（国办发〔2022〕27 号，以下简称“27 号文”）。为了与新《行政处罚法》及 27 号文的内容要求相呼应，国家市场监督管理总局对原《意见》进行了修订。

新《意见》主要从规范行政处罚裁量权的行使、行政处罚裁量权的适用规则、行政处罚裁量权基准的制定和管理等方面进行了修订。本文选取了新《意见》修订部分中对企业影响较大的三点内容重点进行解读：公平公正原则、裁量权基准的制定权限与效力层级、首违不罚。

新《意见》修订亮点解读

一、增加公平公正原则，防止“类案不同罚”

新《意见》原文
第三条 市场监管部门行使行政处罚裁量权，应当坚持以下原则：

二、新着情報

- [天津市商务局は「2022 天津外商投資ガイドライン（中国語・英語版）」を公布した](#)

先頃、天津市商務局は、「2022 天津外商投資ガイドライン（中国語・英語版）」を公布した。その内容には、開放路線、企業に優しい環境、政策方針、イノベーション、便利な生活空間等の 8 つの方面が含まれる。

（里兆法律事務所が 2023 年 2 月 17 日付で作成）

三、里兆解説

- [「市場監督管理の行政処罰裁量権の整備に関する指導意見」の改正ポイント](#)

本「指導意見」の改正に至った背景及び概要

2022 年 10 月 8 日に、国家市場監督管理総局が新たに改正された「市場監督管理の行政処罰裁量権の整備に関する指導意見」（国市監法規〔2022〕2 号、以下「新『意見』」という）を公布した。

2019 年 12 月 24 日、「市場監督管理の行政処罰裁量権の整備に関する指導意見」が国家市場監督管理総局制定の行政規範性文書として初めて公布された（国市監法〔2019〕244 号、以下「旧『意見』」という）。その後、2021 年 7 月 15 日、新「行政処罰法」（以下「新『行政処罰法』」という）が実施され、2022 年 7 月 29 日、國務院弁公庁が「國務院弁公庁行政裁量権基準の制定及び管理作業のさらなる整備に関する意見」（国弁発〔2022〕27 号、以下「27 号文」という）を公布した。このような背景のもと、新「行政処罰法」及び 27 号文の内容に合わせるべく、国家市場監督管理総局は旧「意見」の改正を行った。

新「意見」は主に、行政処罰裁量権の行使、行政処罰裁量権の適用ルール、行政処罰裁量権基準の制定と管理等を整備する観点から、改正を行っている。本稿では、新「意見」の改正において企業にもたらす影響が大きい 3 つのポイント（即ち、公平公正原則、裁量権基準の制定権限及び法令の優先順位、初回違法行為不処罰）に絞って解説する。

新「意見」の改正ポイント

一、公平公正の原則を追加、「類似事案で処罰が異なる」ことを防止する

新「意見」原文
第三条 市場監督管理部門が行政処罰裁量権を行使するにあたっては、以下の原則を徹底しなければなら

.....

(三) **公平公正原則**。对违法事实、性质、情节、社会危害程度等基本相同的违法行为实施行政处罚时，适用的法律依据、处罚种类和幅度基本一致。

.....

ない。

.....

(三) **公平公正原則**。違法となる事実、性質、情状、社会へもたらされる危害の度合い等がほぼ同じ程度の違法行為に対して行政処罰を行う時に適用される法律根拠、処罰の種類及び幅は、ほぼ一致していなければならない。

.....

行政執行中、行政機関裁量空間过大導致的“過罰不當”、“類案不同罰”等問題長期成為社會關注焦點。在此前的國務院督查行動中，就曾發現陝西省榆林市轄區內的市場監管部門存在“類案不同罰”的問題。例如，一個案件中，當地某超市出售 4 板過期酸奶，案值約 60 元，被屬地市場監管部門罰款 2 萬元；而同年的另一個案件中，另一個超市涉嫌售賣過期螺螄粉，屬地市場監管部門僅對過期螺螄粉做沒收處理，未做其他處罰。這種執法標準不統一的做法，既不有利於穩定市場預期，還有失公平。

鑑於公正原則一直是《行政處罰法》中的一項基本原則，27 號文中也明確要求堅持公平合理，因此，新《意見》在修訂時增加了公平公正原則，並將其作為市場監管部門行使行政處罰裁量權的一項基本原則，以期實現“類案同罰”。

行政法執行においては、行政機関の自由裁量の幅が大きすぎることによって、「違法行為とそれに対する処罰が釣り合わない」、「類似事案で処罰が異なる」といったことが長きにわたり問題視されている。これまでの国务院による監督検査で、陝西省榆林市轄區内の市場監督管理部門において、「類似事案で処罰が異なっている」状況があることがわかった。例えば、地元のあるスーパーは、賞味期限の切れたヨーグルトを 4 セット(その価値は、合計約 60 元)販売したとして、所轄の市場監督管理部門に 2 萬元の過料に処された。しかし、同年度に発生した、他の事案では、他のスーパーは、賞味期限の切れたタニシ麺を販売した疑いがあるとされながらも、所轄の市場監督管理部門によって賞味期限の切れたタニシ麺を没収されただけで済んでいる。このような、行政機関の一貫性に欠けるやり方は、公平性に欠けるものであり、事業者が規制違反の未然予防をすることが難しくなる。

「行政処罰法」では、「公正性の確保」を基本原則としており、27 号文においても公平性・合理性の確保が求められている。この点を踏まえて、新「意見」の改正にあたっては、「類似案件に対して同一の処罰」が実施されるよう、市場監督管理部門が行政処罰の裁量権を行使する上での基本的原則として、公平公正の原則を盛り込んでいる。

二、规范裁量权基准的制定权限和效力层级

二、裁量権基準の制定権限及び法令の優先順位の整備

新《意見》原文
<p>第五条 对同一行政处罚事项，上级市场监管部门已经制定行政处罚裁量权基准的，下级市场监管部门原则上应当直接适用；如下级市场监管部门不能直接适用，可以结合地区经济社会发展状况，在法律、法规、规章规定的行政处罚裁量权范围内进行合理细化量化，但不能超出上级市场监管部门划定的阶次或者幅度。</p> <p>下级市场监管部门制定的行政处罚裁量权基准与上级市场监管部门制定的行政处罚裁量权基准冲突的，应当适用上级市场监管部门制定的行政处罚裁量权基准。</p>

新「意見」原文
<p>第五条 同一の行政処罰事項につき、上級市場監督管理部門がすでに行政処罰裁量権基準を制定している場合、原則的には、下級市場監督管理部門はこれを直接適用するものとする。下級市場監督管理部門が直接適用することができない場合、各地域の経済・社会の発展水準を踏まえ、法律、法規、規則に定められている行政処罰裁量権の範囲内で詳細化された量的基準を合理的に定めることができる。ただし、上級市場監督管理部門所定の法令の優先順位又は幅を超えてはならない。</p> <p>下級市場監督管理部門制定の行政処罰裁量権基準が上級市場監督管理部門制定の行政処罰裁量権基準と矛盾している場合、上級市場監督管理部門制定の行政処罰裁量権基準を適用しなければならない。</p>

为了落实 27 号文中“严格规范行政裁量权基准制定权限”的要求，避免市场监管领域行政处罚裁量权基准过多过乱，在裁量权基准的制定和管理上，新《意见》第五条明确了以下三项原则：

27 号文における「行政裁量権基準の制定権限の厳格化・適正化」という要求を着実に実施し、市場監督管理領域における行政処罰の裁量権基準が多数存在するなど、混乱を招かないように、裁量権基準の制定及び管理について、新「意見」第五条で、以下の 3 つの原則を明確にしている。

1. 不重复制定基准，上级部门已经制定的，下级部门原则上应当直接适用；
2. 不能直接适用时，下级部门可以进行细化和量化；
3. 上下级部门之间制定的基准相冲突时，以上级部门制定的为准。

以成都为例，成都市市场监督管理局在相关意见中明确，四川省市场监督管理局制定的基准应当优先遵照执行，市局的基准是省局基准的补充。

在个案中，需要同时关注当地各级市场监管部门制定的基准，并根据前述三项原则，来具体确定个案中应当适用的基准。

三、增加“首违不罚”制度

与新《行政处罚法》相对应，新《意见》增加了“首违不罚”制度，进一步体现了包容审慎监管的理念。

实际上，“首违不罚”并不是新《行政处罚法》首创的制度，在此之前，地方上已有探索和实践。例如，2003年陕西省西安碑林工商分局就曾进行过尝试。由于此前“首违不罚”缺乏国家法律层面的统一规定，因此，地方的实践各具特色，对“首违不罚”适用条件的规定也不尽一致。

新《行政处罚法》的实施，使得“首违不罚”制度有了国家法律层面的依据，同时，地方既有的“首违不罚”规定也亟待梳理和调整。

囿于篇幅问题，我们在此仅基于新《行政处罚法》和新《意见》，对“首违不罚”制度中关注度较高的两个问题进行简要探讨：“首违”的理解、“首违不罚”与“轻微不罚”的适用区分。

● 如何理解“首违不罚”中的“首违”？

新《意见》中规定了“首违不罚”，这里的“首违”，即初次违法，是否有一定的要素限制呢？新《意见》中没有更进一步的说明；作为新《意见》的上位法，新《行政处罚法》也没有做出明确的规定。参考司法部相关人员对新《行政处罚法》中“首违不罚”的说明，“首违”应根据一定时间、空间和领域等实际情况合理确定。

1. 基準を2つ以上設けないこと。上級部門がすでに基準を制定している場合、下級部門は、その基準を直接適用することを原則とする。
2. 直接適用することができない場合、下級部門は詳細化された量的基準を定めることができる。
3. 上級部門、下級部門のそれぞれで制定した基準との間で矛盾するところがある場合、上級部門が制定したものに準じるものとする。

例えば、成都では、成都市市场监督管理局の意見において、四川省市场监督管理局の制定した基準を優先的に実施し、市局の基準は、省局の基準を補うものであることを明確にしている。

なお、実際に事案が発生した場合には、さらに現地の各級市場監督管理部門が制定した基準及び上述の3つの原則を踏まえ、個別に適用基準が確定されることになる。

三、「初回違法行為不処罰」制度が新設された

新「行政処罰法」に合わせて、新「意見」では「初回違法行為不処罰」制度が新設されており、これは、「寛容性及び健全性規制確保のもとで、監督管理を実施していく」ことを示すものであると言える。

実際、「初回違法行為不処罰」は新「行政処罰法」で初めて創設された制度ではなく、それ以前に、地方（例えば、2003年陝西省西安碑林工商分局）ですでに試行されている。これまで、「初回違法行為不処罰」に関する国の法律レベルで統一された規定はなかったため、各地方で運用状況が異なり、「初回違法行為不処罰」の適用条件に係る規定にもばらつきがあった。

新「行政処罰法」の実施に伴い、「初回違法行為不処罰」制度について、国レベルで統一的な運用を図るための基準（法的根拠）が設けられたことで、地方における「初回違法行為不処罰」に係る既存規定の速やかな整備と調整の必要性が高まったことになる。

なお、紙面に限りがあるため、本稿では新「行政処罰法」及び新「意見」のみに基づいて、「初回違法行為不処罰」制度において関心が高まっている以下の2点（つまり、「初回違法行為」に対する理解、「初回違法行為不処罰」と「軽微な違法行為不処罰」の適用上の違い）を解説する。

● 「初回違法行為不処罰」の「初回違法行為」とは？

新「意見」において、「初回違法行為不処罰」とする規定が設けられているが、ここでいう「初回違法行為」（つまり、初めての法律違反）だと認定されるための要件は、新「意見」において、言及されていない。また、新「意見」の上位法である新「行政処罰法」においても、この点を明確に示していない。新「行政処罰法」における「初回違法行為不処罰」に対する司法部関係者の説明を参考にすると、「初回違法行為」は特定の期間、地域及び領域などの実情を踏まえて合理的に確定されることになると考えられる。

我们注意到，市场监管部门或其他行政部门，也没有明确统一的规定：

1. 【**仅限定行为领域（种类）**】：例如，江西省市场监管部门认为初次违法是指“当事人在国家企业信用信息公示系统等平台未曾有因**同一类型的违法行为**受到过处罚的记录”；而长三角地区（上海、江苏、浙江、安徽）市场监管部门认为初次违法是指“当事人第一次实施**该性质**违法行为”。
2. 【**同时限定时间范围和行为领域（种类）**】：例如，四川省市场监督管理局认为，认定初次违法要看“当事人是否属于**三年内初次违反市场监管领域法律法规**规章”；山西省生态环境厅认为初次违法是指“违法行为被检查发现时距上次被检查发现的**同一违法行为**已超过**12个月**”。
3. 【**同时限定时间范围、空间范围和行为领域（种类）**】：例如，浙江省交通运输厅在**交通运输领域**推行轻微违法行为不予以行政处罚的条件之一是“**在本省范围内本年度首次**被查获”。

鉴于目前“首违”并没有统一的规定，因此，市场监管领域如何确定“首违”，仍待国家市场监督管理总局进行明确，或由地方市场监管部门具体界定当地标准。

● “首违不罚”与“轻微不罚”

	轻微不罚	首违不罚
条文	新《意见》第十一条有下列情形之一的，应当依法不予行政处罚：……（三）违法行为轻微并及时改正，没有造成危害后果的；……	新《意见》第十二条初次违法且危害后果轻微并及时改正的， 可以 不予行政处罚。……
构成要件	1) 违法行为轻微 2) 及时改正 3) 没有造成危害后果	1) 初次违法 2) 危害后果轻微 3) 及时改正
法律效应	“轻微不罚”是确定的不罚，市场监管部门对于满足要件的行	“首违不罚”是可能的不罚，市场监管部门对于满足要件的行

なお、市場監督管理部門、又はその他行政部門においても統一した規定をしていない。

1. 【**行為の所属領域（種類）に焦点を絞った考え方**】：例えば、江西省市場監督管理部門は、初回違法行為とは、「国家企業信用情報公示システム等のプラットフォームで当事者が**同一類型の違法行為**により処罰を受けた記録が記載されていない」ことを指すとの認識を示している。長江デルタ地区（上海、江蘇、浙江、安徽）の市場監督管理部門は、初回違法行為とは、「当事者が**同じ性質**の違法行為を初めて実行する」ことを指すとの認識を示している。
2. 【**期間と行為の所属領域（種類）を着目点とした考え方**】：例えば、四川省市場監督管理局は、初回違法行為を認定する際にして、「当事者が**三年以内に市場監督管理分野**の法律・法規・規則に違反したことが初めてであるかどうか」を確認すべきだとの認識を示している。山西省生態環境庁は、初回違法行為とは「違法行為が発覚した時、前回、**同一の違法行為**が摘発されてからすでに**12か月経過していること**」を指すとの認識を示している。
3. 【**期間、地域、行為の所属領域（種類）を着目点とした考え方**】：例えば、浙江省交通運輸庁は、**交通輸送分野**における軽微な違法行為に対して行政処罰を与えないとするための前提条件のひとつとして、「**本省域内で本年度初めて**摘発されたものである」ことを挙げている。

なお、現時点において「初回違法行為」について統一した規定はないため、市場監督管理領域における「初回違法行為」の認定方法について、国家市場監督管理総局によって明確にされる、又は地方の市場監督管理部門にてそれぞれ基準が設けられる必要がある。

● 「初回違法行為不処罰」と「軽微な違法行為不処罰」

	軽微な違法行為不処罰	初回違法行為不処罰
条文	新「意見」第十一条次に掲げる状況のいずれか一つに該当する場合、法に依拠し行政処罰を行わないものとする。……（三）違法行為が軽微なものであり、且つ速やかに是正され、危害をもたらしていない場合。……	新「意見」第十二条初回違法行為に該当し、且つ危害が軽微なものであり、且つ速やかに是正した場合、行政処罰を行わないことができる。……
構成要件	1) 違法行為が軽微なものであること。 2) 速やかに是正したこと。 3) 危害をもたらしていないこと。	1) 初回違法行為に該当すること。 2) 危害が軽微なものであること。 3) 速やかに是正したこと。
法的効	「軽微な違法行為不処罰」が確定的となる（即ち、上述の構成要	「初回違法行為不処罰」は不確定的となる（即ち、上述の構成要

果	为不能实施处罚。	为是否处罚，仍有自由裁量权。
---	----------	----------------

“首违不罚”与“轻微不罚”是两项并列的免罚制度，二者具有相对的独立性。

首先，二者对违法行为的要求不同。“轻微不罚”要求“违法行为轻微”，“首违不罚”要求“初次违法”。“违法行为轻微”与“初次违法”之间是交叉关系。对于无法认定为轻微的违法行为，如果属于首次违法，仍可能适用“首违不罚”制度免罚。

其次，二者对危害后果的要求不同。“轻微不罚”要求“没有造成危害后果”，“首违不罚”要求“危害后果轻微”。对于造成了危害后果的行为，则肯定不能适用“轻微不罚”。

因此，综合“首违不罚”与“轻微不罚”的构成要件来看，与“轻微违法”相比，“首违不罚”为以下几种行为拓展了免罚空间：

1. 首次违法，违法行为不轻微，但没有造成危害后果；
2. 首次违法，违法行为不轻微，造成了危害后果但危害后果轻微；
3. 首次违法，违法行为轻微，造成了危害后果但危害后果轻微。

至于市场监管领域如何认定“违法行为轻微”、“危害后果轻微”，国家法律层面并没有统一的规定，地方的规定和执法实践中，通常会结合多重因素进行综合考量。我们对部分地方的规定进行了总结，主要参考因素大致如下：

1. 违法行为轻微：
 - ◆ 主观过错较小；
 - ◆ 初次违法；
 - ◆ 违法行为持续时间较短；
 - ◆ 及时中止违法行为；
 - ◆ 没有违法所得或者违法所得金额较小；
 - ◆ 案涉货值金额较小；
 - ◆ 案涉产品或者服务合格或者符合标

果	件を満たしていることとなるため、市場監督管理部門は処罰を行うことができないということになる。	件を満たしている行為であっても、それに対し処罰を実施するかどうかは、市場監督管理部門の裁量に委ねられているということになる。
---	--	--

「初回違法行為不処罰」と「軽微な違法行為不処罰」は、対等の関係にある2つの処罰免除制度であり、両者は互いに独立している。

まず、両者の違法行為に対する要件が異なる。「軽微な違法行為不処罰」の場合は、「違法行為が軽微なもの」でなければならず、「初回違法行為不処罰」の場合は「初めての違法行為」でなければならないことを要件としている。「違法行為が軽微なものである」と「初回違法行為」との間で部分的に重なっているところがある。軽微な違法行為として認定することができないものであっても、その違法行為が初めてのものである場合、なお「初回違法行為不処罰」制度が適用され、処罰を免除される可能性がある。

次に、両者の危害に対する要件が異なる。「軽微な違法行為不処罰」の場合は、「危害をもたらしていない」ことを要件としており、「初回違法行為不処罰」の場合は、「もたらされた危害が軽微なものである」ことを要件としている。よって、危害をもたらした行為に対して、「軽微な違法行為不処罰」が適用されないことは明らかである。

また、「初回違法行為不処罰」及び「軽微な違法行為不処罰」の構成要件を踏まえれば、「軽微な違法」と比べ、「初回違法行為不処罰」は、以下の場合について、処罰免除となる余地を残している。

1. 初めての違法行為であり(違法の程度は軽微ではない)、危害をもたらしていない。
2. 初めての違法行為であり(違法の程度は軽微ではない)、危害をもたらしたものの、その危害の程度は軽微なものであった。
3. 初めての違法行為であり(違法の程度は軽微なものである)、危害をもたらしたものの、その危害の程度は軽微なものであった。

なお、市場監督管理領域において、何をもって「違法行為が軽微なものである」、「危害が軽微なものである」と認定されるのかについて、国レベルで統一的な運用を図るための規定はなく、地方規定及び法執行の実務状況を踏まえると、通常、複数の要素を加味して総合的に判断することになると考えられる。筆者はある地方の規定をもとに、参考として主な判断要素を以下の通り整理している。

1. 違法行為が軽微なものである場合
 - ◆ 主観的過失の割合が小さい。
 - ◆ 初回違法行為に該当する。
 - ◆ 違法行為の持続期間が短い。
 - ◆ 違法行為を速やかに停止した。
 - ◆ 違法所得がない、又は違法所得の金額が小さい。
 - ◆ 事案に関係する貨物の価値が小さい。
 - ◆ 事案に関係する製品又はサービスは、規格

- 准；
- ◆ 其他能够反映违法行为轻微的因素。

2. 危害后果轻微：

- ◆ 危害程度较轻，如对市场秩序的扰乱程度轻微，对消费者欺骗、误导作用较小等；
- ◆ 危害范围较小；
- ◆ 危害后果易于消除或者减轻；
- ◆ 主动消除或者减轻违法行为危害后果；
- ◆ 主动与违法行为损害的对象达成和解；
- ◆ 其他能够反映危害后果轻微的因素。

个案当中，上述因素只能作为参考，具体能否认定为“违法行为轻微”或“危害后果轻微”，还需要结合当地市场监管部门的规定和执法尺度进行把握。

结语

与原《意见》相比，新《意见》进一步体现了过罚相当、宽严相济的原则，并从内容和程序上加强了对市场监管部门裁量权行使的规范。然而，新《意见》的许多规定仍较为原则，诸如“首违”的界定等细节问题，新《意见》中并未具体明确。对此，我们建议企业从规定和典型执法案例两个层面，持续关注国家和地方市场监管部门对相关细节问题的把握与理解。

（作者：里兆律师事务所 沙晋奕、王思敏）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [公司“欠债”，未届出资期限的股东应该承担什么责任？——从《公司法（修订草案）》看“股东出资加速到期”的原委及立法变化](#)
- [当前疫情防控政策下员工感染新冠后的企业应对要点](#)

又は基準に適合しているものである。

- ◆ 違法行為が軽微なものであることを示せるその他要素。

2. 危害が軽微なものである場合

- ◆ 危害の程度が軽いものであること（例えば、市場の秩序を乱したが、その程度は軽微なものであった、欺瞞・誤導による消費者に対する影響の度合いが小さいなど）。
- ◆ 危害の及ぶ範囲が小さい。
- ◆ 危害は容易に除去され、又は軽減されるものである。
- ◆ 違法行為によってもたらされた危害を自発的に除去した又は軽減した。
- ◆ 違法行為に起因して被害を受けた対象者と自発的に協議を行い和解合意に達した。
- ◆ 危害が軽微なものであることを示せるその他要素。

なお、上述の主な判断要素はあくまでも参考程度のものであり、実際に「違法行為が軽微なものである」又は「危害が軽微なものである」のいずれに該当するのかを判断しなければならなくなったときには、さらに現地の市場監督管理部門の規定及び法執行基準を踏まえて、個別に検討する必要がある。

おわりに

新「意見」では、「処罰の相当性の確保、寛容さと厳しさの両立」の原則をさらに具現化し、市場監督部門の裁量権の行使について、その権利の内容及び行使するための手続きをさらに整備している。しかし、新「意見」では、その規定の多くが依然として原則的内容のままである。例えば、新「意見」では、運用細目（「初回違法行為」の画定など）を明確に示していない。この点、企業においては、法令規定及び典型的な法執行事例を通じて、運用細目に対する国及び地方の市場監督管理部門の対応動向に引き続き関心を払う必要がある。

（作者：里兆法律事務所 沙晋奕、王思敏）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [会社の借金に対し、出資期限が到来していない株主はどのような責任を負うことになるのか？——「会社法（改正草案）」の視点から「株主の出資に対する期限の利益喪失」に関する経緯と立法の変化を考察する](#)
- [現行の感染症蔓延防止政策の下で新型コロナに感染した従業員に対する企業の対処ポイント](#)